



若者を狙うワナ!? 携帯電話にまつわるトラブル

※以下の事例は一部加工しています。

間違いメールがきっかけ!? 出会い系サイトに誘導されて…

～ 20 歳代 男性～

携帯電話に女性から間違いメールが届き、それがきっかけで親しくメール交換をするようになった。その後女性から、事情があって携帯が使えなくなるからと、メール交換のためのサイトへ登録するよう勧められた。

登録したのは出会い系サイト※1 だった。メール交換に 25 万円もかかってしまったので、女性にやめたいと伝えたところ、怒らせてしまったようだ。

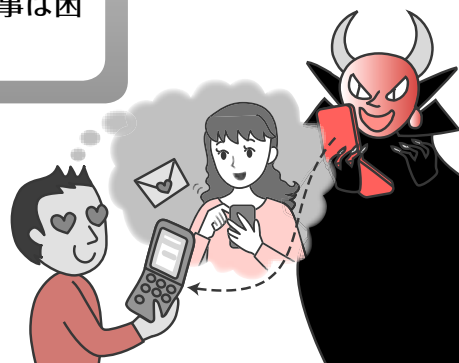
後日、サイト業者から連絡があり、女性が「途中でやめるなら、メール交換に使った 20 万円を返して欲しい。」と言っているという。また、もめ事は困るので支払うまで退会できないと言われてしまった。

※1

出会い系サイトとは…

異性との「出会いの場」を提供するサイトのこと。掲示板を見る、メールを送る・読むなどの操作に利用料が課金されるシステムが一般的。

- 登録したサイトが「出会い系サイト」と分からない場合があります。
- メール相手はサイト事業者の「サクラ」と思われます。他のサイトに誘導されたら、その時点でおかしいと思ってください。
- 利用料のほかに、悪質なサイト事業者やメール交換相手から様々な名目で支払う根拠のない請求を受けることもあります。



おいしいバイト!? 携帯電話の名義貸し…

～ 20 歳代 女性～

SNS ※2 掲示板のバイト募集にあった「携帯電話を購入して渡す」という仕事をした。自分の名義で契約した携帯電話機をバイト依頼主に渡し、謝礼として 1 万円をもらった。その時、「携帯電話会社から何か言ってくるかも知れない」と言われた。

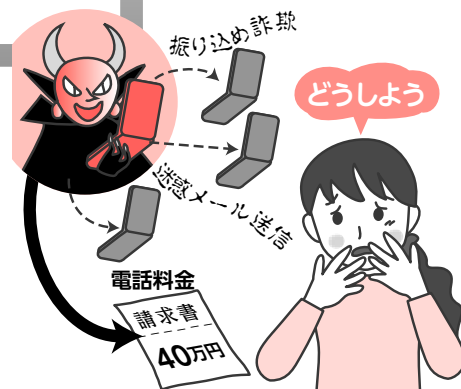
その後、携帯電話会社から 40 万円の請求が来たが払わないでいたら、債権回収会社から請求が来るようになってしまった。

※2

SNSとは…

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニティ型のウェブサイト。

- 名義を貸しただけのつもりでも、最終的には契約の名義人が携帯電話の料金を支払わなければなりません。
- 他人の手に渡った携帯電話は犯罪に使われる可能性が高く、犯罪に加担したとして法的責任を問われるおそれもあります。
- 迷惑メールの送信が確認された場合や滞納により契約解除となった場合、同一名義の回線全てが利用停止になることがあります。
- 携帯電話の名義貸しは絶対にしないでください。



※お困りの場合は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

お使いの電気こたつは大丈夫ですか？～事故防止のためのチェック～

☑ 電気コードが、こたつの脚の下敷きになっていませんか？

負荷がかかった状態で使用すると、芯線が断線して発熱・発火することがあります。

☑ 電気こたつで衣類を乾かしていませんか？

ヒーター部分に衣類が接触して発火することがあります。

☑ 布団がヒーター部分に接触していませんか？

座いすなどで、掛け布団が押し込まれ、ヒーター部分に接触して発火するといった事例も確認されています。



▲電気コードがこたつの脚の下敷きになっている状態

関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン を実施します【平成 24 年 1 ～ 3 月】

『悪質商法に負けるな！』

若者を対象に、関東甲信越ブロック 1 都 9 県 6 政令指定都市と国民生活センターは『悪質商法に負けるな！』をキャッチフレーズに、キャッチセールス、マルチ商法、アポイントメントセールス、架空請求など、若者に多い悪質商法トラブルについて注意を呼びかける広域的なキャンペーンを実施します。県内の学校などにリーフレットの配布や、ポスターの掲示をします。



『埼玉県くらし安心メール』 の配信を始めました。

若者の消費者トラブルを未然に防止するため、「埼玉県くらし安心メール」の配信を始めました。若者が陥りそうなくらしのトラブルの事例の紹介とアドバイスについて、携帯電話に配信するメールマガジンです。



▲携帯サイトから簡単に登録できます

特別電話相談『若者契約トラブル 110 番』を実施します。

日 時 1 月 26 日 (木)・27 日 (金) 9:30～16:00

電話番号 埼玉県消費生活支援センターの各相談窓口
(下記をご覧ください)

金融・経済講演会

学校では教えてくれない 身近な経済・お金の話

無
料



金融・経済について、テレビ、著作等でわかりやすい解説に定評があります。

日 時 2 月 28 日 (火) 13:30～15:00 (開場 13:00)
場 所 大宮ソニックシティホール 4 階 国際会議室 (JR 大宮駅西口から徒歩 5 分)
講 師 洞口 勝人氏 (ファイナンシャル・プランナー) 定 員 180 名 (申込先着順)
申込方法 電話または F A X・E メール (氏名、電話番号、在住在勤市町村名を明記)
【電話】048-261-0995 【FAX】048-261-0962
【E メール】m4308776@pref.saitama.lg.jp
※手話通訳・乳幼児保育を希望する方は、予約が必要です。

■消費生活相談窓口

【県の窓口】埼玉県消費生活支援センター 川 口：☎ 048-261-0999 川 越：☎ 049-247-0888
春日部：☎ 048-734-0999 熊 谷：☎ 048-524-0999

受付時間：9:30～16:00 (土・日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日は除く) ※川口は土曜日も受け付けています。

【市町村の窓口】すべての市町村に設置されています。

